

平成 28 年 4 月 5 日

最近の研究開発評価に関する政策動向 (府省横断的なもの)

経済財政運営と改革の基本方針

経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(抄)

(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)

第 3 章 経済再生と財政健全化の両立

2. 財政健全化への取組方針

(「中期財政計画」の策定等)

財政健全化目標達成に向けた取組を着実に進めることが重要であり、本基本方針等を踏まえた今後の取組内容を具体化した「中期財政計画」を早期に策定するとともに、中長期の経済財政の展望を示す。これらにより、財政健全化目標への道筋を明確にし、国民の安心や、国際社会、市場からの信認を確かなものとする。

2015 年度の目標達成に向けては、歳出面では、義務的経費を含めて踏み込んだ見直しを行う。地方財政については、国の取組と歩調を合わせて抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、行政事業レビュー・政策評価の適切な反映など PDCA を徹底し、歳出の無駄の排除、予算の重点化・効率化と政策税制の適正化を進める。さらに、2020 年度のプライマリーバランス黒字化に向けて、プライマリーバランスの対象となる歳出と歳入の対 GDP 比の乖離を着実に解消していく必要がある。

また、経済成長を通じた税収増を図るとともに、税制抜本改革の実現について、昨年 8 月に成立した税制抜本改革法にのっとり、着実に取り組む。

3. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

(2) 21世紀型の社会資本整備に向けて

(基本的考え方と重点的取組)

① 選択と集中の徹底実行へ

民需誘発効果や投資効率等を踏まえながら、選択と集中を徹底実行する。投資対象の選定、ハード・ソフト面の選択を含めて、大胆に民間提案を取り入れる。

(略)

・総合評価（プログラム評価）を活用し、必要と考えられるサービスを生み出すプログラムを一体として評価し、必要性を判断し、その上でプログラムの中の事業・施策の必要性、優先順位を評価する。

4. 実効性あるPDCAの実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

・経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、PDCAの実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、PDCAの徹底（総合的な観点からの評価を重視）、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。

・各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的な取組を促進する。第三者評価等を通じて政策効果を客観的に確認する等により、PDCAを確実に実行し、資源配分を大胆に見直し、歳出を固定化させない。また、政策評価を形式的なものとならず、効率的に行うため、メリハリのあ
る取組を進める。

・内閣の主要な政策分野の会議においては、それぞれの政策分野の司令塔として各種計画・プログラムにおけるPDCAサイクルの推進を徹底する。

・発足後5年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法45に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。

・予算執行の効率化・適正化・透明化に向けて、現在の「国の財務書類」等の作成・公表の取組を進めるとともに、PDCAサイクルでの活用を視野に入れつつ、政策別コスト情報等の開示の更なる改善に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～（抄）

（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

第 3 章 経済再生と財政健全化の好循環

3. 公的部門改革の推進

（2）財政の質の向上

諸外国における取組強化の動きも参考にしつつ、経済財政諮問会議のチェック機能や分析に基づく提案機能を強化する取組を進める。また、経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な分野について、関係府省と連携を図りつつ、取組状況等を踏まえながら適時検討を行う。概算要求時や予算編成時において、政策評価、行政事業レビュー、予算執行調査等の成果を効果的に活用する。これらの取組を通じて、P D C A の更なる実効性向上を図り、効率的な資源配分を実施する。

経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～（抄）

（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

第 3 章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

4. 歳出改革等の考え方・アプローチ

〔Ⅲ〕公共サービスのイノベーション

行政に対する定量的な評価、評価に基づく業務の効率化に係る取組が十分でなく、それらに関する情報開示も遅れていることを踏まえ、「公共サービスの徹底した見える化（現状、コストと政策効果）」、見える化された情報を用いた「エビデンスに基づく P D C A の徹底」、「マイナンバー制度の活用や I T を活用した業務の簡素化・標準化」を 3 本柱として、重点的に取り組む。こうした取組により、行財政改革の遅れている国の機関、自治体等の取組を促すとともに、企業等による新サービスの創出を促進する。

（公共サービスの現状、コスト、政策効果等に関する徹底した見える化）

現状では、データ情報の形式の制約等から行政コスト等について予算・決算ベースでの横断的分析や時系列分析を行うことが困難なものもある。各府省庁、各自治体の行政経費やストック情報等を比較できるよう、誰もが活用できる形での情報開示を集中改革期間内に抜本的に拡充する。

（エビデンスに基づく P D C A の徹底）

上記の徹底した見える化によって明らかにされる情報等に基づき、各府省庁は行政事業レビュー等において、歳出改革の効果に関する評価をはじめ、各事業の厳格な評価を行うとともに、その結果を公表する。さらに、評価の翌年度予算の要求に際しては、評価結果をどのように反映したか整理し公表する。

第2章 未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

（略）

（1）未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化

日々新しい知識や技術が生み出され、地球規模の経済・社会活動として展開され、競争力の中核が移り変わる中、我が国の国際競争力を強化し持続的発展を実現していくためには、新たな価値を積極的に生み出し、この変革を先導していくことが重要である。

そのためには、特に、失敗を恐れず高いハードルに果敢に挑戦し、他の追随を許さないイノベーションを生み出していく営みが重要である。既存の慣習やパラダイムにとらわれることなく、社会変革の源泉となる知識や技術のフロンティアに挑戦し、社会実装を試行し続けていくことで、新たな知識や技術を生み出し、そこから画期的な価値を創出することが求められる。そして、そうした価値は、既存の競争ルールを一変させ、競争力に大きな影響を与え得るものである。

このため、従来型の研究開発に加えて、アイデアの斬新さと経済・社会的インパクトを重視した研究開発に挑戦することを促す仕掛けを取り入れ、非連続なイノベーションの創出を加速する。また、様々な異なるアイデアの苗床なくしてこれらの政策は成り立たない。したがって、より創造的なアイデアと、それを実装する行動力を持つ人材に研究開発プロジェクトの形でアイデアの試行機会を提供する。さらに、これらの特性を意識して効果的なプロジェクトの運営管理を実施できる人材の育成・確保を図る。

以上を踏まえ、国は、各府省の研究開発プロジェクトにおいて、挑戦的（チャレンジング）な研究開発の推進に適した手法を普及拡大する。具体的には、研究開発マネジメントにおけるプログラムマネージャーの導入と権限強化による新しいアイデアを持つ研究者への機会の付与、必ずしも確度は高くはない（リスクが高い）ものの成功時に大きなインパクトが期待できるような研究を奨励する評価の実施、画期的だがリスクが高い研究について進捗の段階ごとに成果を確認しつつ発展させるステージゲート制、新しいアイデアに基づく研究を奨励するアワード方式の導入等が考えられる。こうした手法の普及拡大を通じて、従来の主要な研究開発プロジェクトでは実施されなかったような研究開発と、チャレンジングな人材の活躍等を促進する。

その際、「リスクが高い研究開発において失敗は付き物であり、挑戦すること自体にも価値がある」という考えの下、その失敗を次のステップや別の課題の解決に生かしていく仕組みも重要である。

また、チャレンジングな性格を有する研究開発プロジェクトである革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）について、更なる発展・展開を図るとともに、これをモデルケースとして、関係府省が所管する研究開発プロジェクトへも、このような仕組みの普及拡大を図っていく。

なお、チャレンジングな研究開発から生まれた知識からゲームチェンジを起こすには、知識から価値への転換を、スピード感を持って実現する必要がある。この転換においては、特にベンチャー企業の役割が極めて重要であり、そうした企業が継続的に創出され、活躍できる環境の整備が不可欠である。

（2）世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society 5.0）

ICTが発展し、ネットワーク化やIoTの利活用が進む中、世界では、ドイツの「インダストリー4.0」、米国の「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造2025」等、ものづくり分野でICTを最大限に活用し、第4次産業革命とも言うべき変化を先導していく取組が、官民協力の下で打ち出され始めている。

今後、ICTは更に発展していくことが見込まれており、従来は個別に機能していた「もの」がサイバー空間を利活用して「システム化」され、さらには、分野の異なる個別のシステム同士が連携協調することにより、自律化・自動化の範囲が広がり、社会の至るところで新たな価値が生み出されていく。これにより、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化、国民にとって豊かで質の高い生活の実現の原動力になることが想定される。

特に、少子高齢化の影響が顕在化しつつある我が国において、個人が生き活きと暮らせる豊かな社会を実現するためには、システム化やその連携協調の取組を、ものづくり分野の産業だけでなく、様々な分野に広げ、経済成長や健康長寿社会の形成、さらには社会変革につなげていくことが極めて重要である。また、このような取組は、ICTをはじめとする科学技術の成果の普及がこれまで十分でなかった分野や領域に対して、その浸透を促し、ビジネス力の強化やサービスの質の向上につながるものとして期待される。

こうしたことから、ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を更に深化させつつ「Society 5.0」として強力に推進し、世界に先駆けて超スマート社会を実現していく。

第7章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

(略)

(4) 実効性ある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化

基本計画は、中長期的な視点に立ち、10年程度を見通しつつ5年間の科学技術イノベーション政策の姿を示すものである。平成25年度からは総合戦略を毎年度策定し、政策推進の原動力として機能させてきた。今後は、中長期的な政策の方向性については基本計画において示し、その年度に特に重点を置くべき施策については毎年の状況変化を踏まえ総合戦略において示すこととする。

その際、客観的根拠に基づく政策を推進するため、基本計画の方向性や重点として定めた事項の進捗及び成果の状況を定量的に把握するための指標を別途設定する。総合科学技術・イノベーション会議は、関係府省と連携しつつ、この指標を活用し、定性的な情報と併せて、基本計画の進捗把握、課題の抽出及びフォローアップ等を毎年度行う。

その結果については、科学技術イノベーション政策の全体像を俯瞰した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分するため、総合戦略、科学技術関係予算の資源配分方針及び見積り方針調整等に生かし、これらを一体的に運用する。さらに、科学技術イノベーション予算戦略会議等の一層の活用により、関係府省の科学技術イノベーション政策への反映を確かなものとする。

加えて、客観的根拠に基づく政策の企画立案、評価、政策への反映等を進める。このため、経済・社会の有り得る将来展開などを客観的根拠に基づき体系的に観察・分析する仕組みの導入や、政策効果を評価・分析するためのデータ及び情報の体系的整備、指標及びツールの開発等を推進する。公募型資金については、府省共通研究開発管理システムへの登録の徹底や、当該システムと資金配分機関のデータベースとの連携を進めつつ、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省は、公募型資金に対する評価・分析を行い、その結果を資金配分機関やステークホルダーに提供する。

また、本基本計画では、我が国全体の科学技術イノベーション活動やその成果に関して、達成すべき状況を定量的に明記することが特に必要かつ可能な事項について目標値を定めているが、これらは各現場にそのまま適用されるものではない。各現場においては、これらの目標値の達成が自己目的化され、かえって科学技術イノベーションの推進を阻害することがないように留意が必要である。したがって、総合科学技術・イノベーション会議は、目標値が各現場における科学技術イノベーション活動にもたらす影響について不断に把握・検証し、必要に応じ、科学技術イノベーション推進の観点から適切な措置を講ずる。

総合科学技術・イノベーション会議は、司令塔機能の更なる発揮に向け、産学官・関係府省が総力を挙げて研究開発及び社会実装を進めるSIPを強力に推進するとともに、IMPACTの更なる発展・展開を図る。さらに、科学技術の進化に既存の制度やルールが必ずしも追いついておらず、これが未来の産業創造や社会変革の妨げとなっている可能性もあることから、科学技術イノベーションに関連する様々な制度の改革や整備の調整等についてスピード感を持って推進する。

以上の推進に当たり、総合科学技術・イノベーション会議は、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議、国家安全保障会議、まち・ひと・しごと創生本部、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、サイバーセキュリティ

戦略本部、国土強靱化推進本部等)や日本学術会議との連携を更に深める。また、関係府省や公的シンクタンク、関係者等の協力を得つつ、必要な体制強化を図り、国として重点的に取り組むべき事項や、府省横断的な取組が必要な事項への対応を強力に進めていく。

各府省等における政策評価の実施状況等についての報告書(抄) (平成27年12月会計検査院)

4 所見

イ 事務事業に係る政策評価について

(ア) (略) 定量的な測定指標の設定が困難な場合であるため定性的な測定指標を設定する場合であっても、目標とする対象や実現すべき内容の水準を具体的に定めるなどして、事後に効果の測定結果を客観的に判定できる測定指標を設定するよう努めることが必要。

研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案(抄) (平成26年7月17日総合科学技術・イノベーション会議)

○2. 国立研究開発法人の中長期目標の策定について

(6) 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

④ その他の留意事項

論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等は、研究開発に係る事務及び事業に関する客観的・定量的な目標や測定可能な評価指標となり得るものであるが、国立研究開発法人として安易にこれらの数値を上げること自体が目的化することは必ずしも適当ではない。また、これらの定量的な目標や測定可能な評価指標を設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長することへの影響等についても十分に留意する必要がある。

○研究開発活動の「アウトプット・アウトカム」について

アウトカム目標を国立研究開発法人自らのマネジメントにより「達成すべき目標」として提示することは困難な場合も多く、むしろ、国や社会が期待するアウトカムに対して当該国立研究開発法人がどのような方向性を目指し、寄与・貢献していくべきかというような観点から目標を設定することが適切である。

2. 共創的科学技术イノベーション

（1）研究者等の社会リテラシーの涵養

③研究開発評価への社会的インパクト等の視点の導入

研究者等が研究計画を提案していく段階において、研究が及ぼし得る学術的、社会・経済的なインパクトについての想定を、個別研究課題の評価の際にも積極的に求めていくことが必要である。（略）インパクトを単に空想するのではなく、将来への洞察を行い、想定するインパクトが実現されるためにはどのようなステークホルダーとの協働や成果伝達が必要か、どのような意図せざる副次的インパクトがあり得、それにはどのような対応が望まれるか構想することが求められる。